

明治期仙台医学専門学校における医学教育と解剖体需給

加藤 諭

はじめに

日本における初めての官許による「人体解剖」は1754年（宝暦4）、山脇東洋による腑分け実見が嚆矢とされる。しかし近世における腑分けは漢方医学や西洋医学の真偽を実証的に確認する手段として位置付けられ、近代医学教育制度の中で行われる解剖学とは性格を異にするものであった。また腑分けは原則刑死体が対象となっており、あくまで刑罰の延長上にあった。こうした近世における腑分け（観臓）から近代における医学教育としての解剖への展開過程については、石出猛史氏、香西豊子氏、坂井建雄氏らによって研究が進められてきた¹。また吉良枝郎氏、島田和幸氏らによる幕末から明治初期にかけての医師養成制度の分析によって、1868年（明治元）「西洋医術差許」が布告され、1869年医学校において解剖が挙行（同年大学東校でドイツ医学採用）されるに伴い、人体解剖が解剖学として医学教育の中に位置付けられていく一連の過程が明らかになってきている²。日本における近代医学教育導入は、解剖体を巡る新たな需給関係を惹起させることとなったが、この近代医学教育と解剖体の需給（流通）との密接な関係に着目したのが、前述の香西豊子氏、坂井建雄氏であり、先行研究では明治～大正期における解剖体収集は、施療（死後の病理解剖（剖検）が前提での貧病患者治療）、無縁（引き取り手のいない遺体）、特志（患者の意志に基づく献体）の3類型からなっていたことが明らかにされている³。また献体については、佐藤達夫氏、橋本鉦市氏らによって戦後の医療政策と献体法との関係について研究が進められてきている⁴。こうした一連の研究によって近代における解剖体の需給と流通について研究の蓄積が進んでいるものの、先行研究は考察の対象が東大解剖学教室の事例に限定されがちであり、その他の医学教育機関における解剖体供給状況との比較はほとんど行われていない。近代日本の医学研究・教育における解剖体需給を把握するためには、東京帝国大学（含前身学校）以外の官立医学校や地方における事例の蓄積が不可欠であろう。また香西氏は解剖体引取を巡る交渉（確保の方法）について分析を行っているが、やはり東大解剖学教室の事例を中心としており他の医学教育機関における状況は不明である。

上記先行研究を踏まえ、本稿では仙台医学専門学校における解剖体の需給関係を分析対象として取上げ、明治期仙台において、解剖体がどのように仙台医学専門学校に供給されていたのか、その過程について実証的な分析を試みることを目的とする。まず近代医学教育における解剖学について、第二高等学校医学期及び仙台医学専門学校期の日課表等を通じて、当該期に行われていた解剖学教育の状況を確認した上で、仙台医学専門学校期の解剖体の供給先を分析するとともに、如何なる条件の下で遺体が解剖体として仙台医学専門学校へ供給されていたのかについて考察する⁵。以上の分析を通じてこれまで先行研究では取り上げられてこなかった地方医学教育機関における解剖体供給の仕組みの一端を明らかにしたい。

一、仙台医学専門学校期の解剖学教育

(1) 仙台医学専門学校の系譜

はじめに近代以降の仙台における医学教育機関の系譜について確認しておきたい。近世においては仙台藩明倫養賢堂から分離した仙台藩医学校において医学教育が行われていたが、明治期に入り、1872年(明治5)5月に宮城県立医学校が設立された。この宮城県立医学校は、同年8月の学制公布に伴ってすぐに廃止されてしまうため、実際の運営としては同年9月に設置された共立社病院附属学舎が近代医学教育を担っていくこととなる。その後1879年に私立であった共立社病院が県に移管されると宮城病院の附属医学校が教育に当たり、1882年文部省が医学通則を制定すると、附属医学校は宮城医学校に改称、翌1883年3月には甲種医学校として開校されたため、宮城医学校は卒業生が無試験で内科・外科開業の免許取得が可能な医学校とされた。しかし1887年、府県立医学校の費用を地方税から支弁することが次年度以降禁止され、財政的な規制が強まったことに伴い、1888年に宮城医学校は廃校となった。

一方、1886年の中学校令によって、1887年4月に第二高等中学校が仙台に創立されたことに伴い、同年8月には東北初の官立医学校として第二高等中学校医学部が設置される。新設された医学部は宮城医学校を含めた隣県医学校の在校生を受入れ、校舎と病院も当初宮城医学校のものを使用したが、1889年からは片平丁の新校舎に移った。1894年に高等学校令が制定され、第二高等中学校は第二高等学校となり、第二高等中学校医学部も第二高等学校医学部となった。

その後、1901年制度改革に伴い、高等学校医学部が医学専門学校として独立すると、第二高等学校医学部は仙台医学専門学校に改称された⁶。仙台医学専門学校は1901年から1912年まで存続したが、1907年に東北帝国大学が創立されると、1912年には東北帝国大学医学専門部として包摂され、1915年(大正4)には東北帝国大学医科大学となる。1919年第二次帝国大学令によって東北帝国大学医科大学は東北帝国大学医学部に改称され、第二次世界大戦後は1951年に新制大学医学部としての認可を受け、東北大学医学部として現在に至っている。

(2) 第二高等学校医学部・仙台医学専門学校の解剖学教育

以上仙台における近代医学教育機関の系譜を踏まえた上で、次に本稿で取り扱う第二高等学校医学部・仙台医学専門学校における解剖学教育課程についてみていきたい。1857年(安政4)、オランダ人軍医ポンペが長崎に医学校を開設し、基礎及び臨床の計5年間の医学講義の中で1959年刑死体の解剖実習を行ったことが、医学教育上の本邦初の解剖実習であったとされているが⁷、明治新政府によって1868年(明治元)「西洋医術差許」布告されると、1869年医学校において解剖が挙行されたように、近代基礎医学教育において解剖学は重要な位置を占めていった。東北大学史料館所蔵の各年度『医学科・薬学科日課表』から第二高等学校医学部期及び仙台医学専門学校期の授業カリキュラムをみると、両期を通じて解剖学に多くの時間が割かれていたことが分かる。第二高等学校医学部期において解剖学は1年級2学期から必修となっており、解剖学は週に8時間行われ、これはドイツ語の週8時間と同時間であり、ドイツ語と並んで最も多くの時間が充てられている。2年級においても1学期より解剖実習が週6時間入っており、3学期からは局所解剖週2時間、病理解剖4時間追加されている。当時の第二高等学校医学部の修業年限は4年で3年級からは基礎に代わって臨床医学教育のカリキュラムとなっていたが⁸、それでも3年級の1学期には局所解剖週1時間、病理解剖2時間、2学期には病理

解剖週2時間充てられていた。

仙台医学専門学校期になると基本的に解剖学関係については1、2年級に集中して行われるようになっていくが1901～1905年度までとそれ以降の1906～1912年度ではカリキュラムが若干異なっていた。1901～1905年度においては、1年級1学期より解剖学が週8時間、2年級では1学期について解剖実習が週9時間、局所解剖1時間、2学期から解剖実習週9時間、局所解剖2時間、病理解剖学2時間、3学期から病理解剖週5時間が行われている⁹。1906年～1912年度は3学期制から前後期制になることでカリキュラムが変更となり、1年級前期には解剖学週8時間、後期では解剖学週6時間充てられ2年級では前・後期とも解剖実習週8時間、病理解剖3時間という編成であった。

このように各期によってそのカリキュラムは異なるものの、基礎医学教育段階における解剖学の重要性については一貫していたといえる。このことは仙台における医学教育機関においても当該期一定程度の解剖体の需要があったことを意味している。また、仙台医学専門学校期になると学生数は第二高等学校医学部期に比べて増加していくこととなる（表1）。

表1 仙台における医学教育機関学生教員数推移

医学校	西暦（和暦）	学生数			入学者数			教員数
		医学科	薬学科	計	医学科	薬学科	計	
第二高等学校 医学部	1894年（明治27）	164	4	168				
	1895年	158	1	159				
	1896年	192	3	195				
	1897年	214	6	220				
	1898年	213	10	223				
	1899年	249	19	268				
	1900年	266	27	293	75	16	91	
仙台医学 専門学校	1901年	287	26	313	79	13	92	20
	1902年	294	34	328	86	15	101	21
	1903年	331	33	364	98	14	112	17
	1904年	376	43	419	112	20	132	19
	1905年	429	37	466	118	13	131	16
	1906年	457	41	498	119	16	135	17
	1907年	484	42	526	116	21	137	19
	1908年	489	49	538	112	19	131	21
	1909年	520	57	577	123	21	144	23
	1910年	497	60	557	105	21	126	23
	1911年	486	59	545	113	18	131	24
東北帝国大学 医学専門部	1912年	473	58	531	115	20	135	26
	1913年（大正2）	491	60	551	111	20	131	27

出典：『文部省年報』各年版 ※数＝人、第二高等学校医学部期の学科名は医科、薬科

『文部省年報』各年版によれば、仙台医学専門学校が設置される前年1900年における第二高等学校医学部医科の入学者は75名であったが、仙台医学専門学校医学科になると、入学者は漸増し、年度による増減はあるものの110名台で推移するようになる。この結果、仙台医学専門学校

発足時医学科学生数総計は200名台後半であったのに対し、1905年には400名を越え、1907年以降は400名台後半で安定するようになる。このような学生の増加に伴って解剖体の需要が増え、安定した解剖体の供給も同時に求められていったものと思われる。それでは仙台における解剖体の需給ルートとは如何なる流通を辿っていたのであろうか。

二、仙台における解剖体の需給

以上みてきたように仙台医学専門学校における解剖体需要から仙台においても解剖体の供給先が求められたが、仙台医学専門学校期にその供給先は多様であった。東北大学史料館所蔵の『解剖願書綴』からは1907年（明治40）から1911年までの解剖体供給先が判明するが、これによれば、解剖体の供給先は収監施設である宮城監獄及び仙台分監、医療施設である宮城病院のほか、同仁院医院といった民間医院¹⁰、東北慈恵院¹¹、宮城授産場¹²、仙台育児院、産婆などを通じて供給されていたことがわかる（表2）。このうち供給先として最も多かったのは宮城病院からの供給であり、年によって変動はあるものの、期間を平均して36.5%を占めている。次に多かったのが宮城監獄からであり、期間を平均して20.1%となっていた。しかし、いずれも単独では過半数を占めるほどの絶対的な割合ではなく、仙台における解剖体供給先は複数のルートを確認することで安定的な供給が図られていたといえる。

表2 仙台医学専門学校への解剖体供給数（1907～1911年）

供給先 / 西暦	1907年	1908年	1909年	1910年	1911年
宮城監獄	6	8	12	7	17
仙台分監	1	0	0	0	2
東北慈恵院	4	13	2	3	6
宮城授産場	0	5	2	1	1
宮城病院	23	18	22	14	14
産婆	0	1	2	8	4
その他	4	10	11	13	15
合計	38	55	51	46	59

出典：『解剖願書綴』（東北大学史料館所蔵）、単位：体

注：1909年以降は阪塚治医院名義のものも宮城授産場覧に含めている、仙台育児院は宮城病院を通じて願書を提出しているため数字は合算。

比較のために東京大学医学部図書館所蔵の『解剖記事』より当該期、1890年代から1910年代にかけての帝国大学医科大学及び東京帝国大学医科大学における解剖体供給数をみると、帝国大学医科大学では1890年時、窮民・行路病者救護施設である養育院からの解剖体供給数が全体の54.5%を占め、以降増減はあるものの漸次割合が増加、東京帝国大学医科大学期に入り、1910年代後半には90%を超えるようになる。これに対し、表2にあるように、仙台医学専門学校における東北慈恵院からの解剖体供給の割合は1907～1911年の平均で11%程度であり、帝国大学医科大学と比べて窮民・行路病者救護施設に対するウェイトは低かった。また前述のように仙台医学専門学校における供給先は多様であり、もっとも多いのは宮城病院からの供給であるが、宮城授産場など複数からの解剖体の流通ルートが一定割合確立されている。もっとも帝国大学医科大学及び東京帝国大学医科大学に供給される解剖体数と仙台医学専門学校が取り

扱っていた解剖体とでは供給数に大きな差があり、比較には一定の留保が必要であろう¹³。しかし仙台における上記事例からは解剖体の具体的供給先については地方毎の特色があったということがいえるのである。

三、解剖体供給の実態

(1) 全身解剖

解剖体がどのように解剖実習へと向かうのか、その解剖体供給過程について『解剖願書綴』から更にみていきたい。死者の遺体が解剖体として仙台医学専門学校へ供給される場合、基本的には「解剖願」が提出されることになっており、『解剖願書綴』はそれらを綴じた簿冊である。これによれば1907年（明治40）から1911年の時期においては、ほぼ定型化された様式が存在しており、解剖願は全身解剖と、局所解剖の2つの様式があった。このうち全身解剖の場合について書式は以下の通りである。

「解剖願

府県 市郡 町村 番地

族籍 氏名

年 月 日生

右ハ 病ニ罹リ治療中 月 日 午 時 分死亡候間医学御研究ノ一助ニモ相成候ハ、全身御解剖被成下度尚解剖済ノ上ハ御校ニ於テ火葬相成度又他ノ遺族ニ於テ決シテ異議無之候條此段奉願候也

明治 年 月 日

府県 市郡 町村 番地

氏名

仙台医学専門学校長 山形伸藝殿

追テ火葬ニ関スル認可証下付願並ニ医師診断書各壹通相添候也」

表3 帝国大学医科大学及び東京帝国大学医科大学解剖体供給数推移

西暦（和暦）	解剖体総数	養育院供給数	養育院比率
1890年（明治23）	165	90	54.5
1891年	198	111	56.1
1892年	263	157	59.7
1893年	161	105	65.2
1894年	138	90	65.2
1895年	171	123	71.9
1896年	238	110	46.2
1897年	169	86	50.9
1898年	133	79	59.4
1899年	181	149	82.3
1900年	259	204	78.8
1901年	261	219	83.9
1902年	288	233	80.9
1903年	197	149	75.6
1904年	212	172	81.1
1905年	158	126	79.7
1906年	203	183	90.1
1907年	129	80	62.0
1908年	158	80	50.6
1909年	288	241	83.7
1910年	241	133	55.2
1911年	137	72	52.6
1912年	313	249	79.6
1913年（大正2）	570	494	86.7
1914年	1159	1094	94.4
1915年	438	404	92.2
1916年	651	629	96.6
1917年	531	504	94.9
1918年	712	687	96.5

出典：『解剖記事』各年版（東京大学医学部図書館所蔵）

※単位：体、比率%

※帝国大学医科大学は1897年より東京帝国大学医科大学となる。

このように全身解剖においては火葬が前提とされ、仙台医学専門学校側で火葬までの責任を

負うことになっていた。また火葬に際しては仙台市の認許が必要であり、火葬認許証を得るため追って仙台医学専門学校に医師の死亡診断書を提出する必要があることがわかる。それでは死亡した遺体その後、どのような時系列で解剖に至るのかについて、いくつかの事例で確認したい。

まず病院の場合、1907年2月21日に宮城病院で死亡した遺体の事例では、1907年2月22日付で上記書式のもと「解剖願」が遺族より仙台医学専門学校長へ提出、また合わせて同日付けで宮城病院からは仙台医学専門学校宛に「解剖時刻御決定の上は御報知を得度」旨の文書が提出されている。この文書には「追て右死体解剖相済候ハ、火葬の上骨にて願人へ御下渡相成度祭資料も同人へ御下附相成度此段申添候也」と解剖体が火葬された後、遺族へ遺骨送付を希望する内容も付されている。その後2月23日に仙台医学専門学校で願い出を受け付け「全身解剖願ノ件」が庶務係から起案され、会計係、解剖学担当教官、学校長の稟議を経て同日午前10時に解剖が行われている。起案文書は以下の通りであり、この書式も定式化されており、どの事例においてもほぼ変わらない。

「全身解剖願ノ件

府県 市郡 町村 番地

族籍 氏名

属籍氏名

年 月 日生

右死体別紙之通り全身解剖願出候条御許容之上祭資料金 円御支給相成可然乎」

その後、火葬は3月9日に行われ、火葬された遺骨は甕に入れて遺族に送付、3月15日に「火葬骨甕入之俵壹體」について遺族より受領証が提出されている。この受領証についてもほぼ定式化しており

「証

火葬骨壹體甕入之俵

但シ氏名ノ遺骨右正ニ受領候也

年 月 日

府県 市郡 町村 番地

受取人氏名 印」

という形式が取られていた。このように解剖体引取りまでの行程は1900年代半ばには確立されており、一定の定例化された手続きに則って進められていったことが分かる。

しかし遺骨の送付は絶対条件ではなく、1908年6月25日に死亡した遺体の事例では、遺族の申し出により仙台医学専門学校において埋葬が希望されている。この場合は、上記書式の「火葬」に二重線が引かれ「埋葬」と書き改め提出されている。仙台医学専門学校で埋葬する場合、当該期の菩提寺は基本的には仙台市内の龍泉院であった¹⁴。但し「解剖願索引」の備考欄には「標本として寄附」とあることから、この事例ではすぐに埋葬されず標本として寄附扱いになっ

たようである。もっとも簿冊には火葬認許証と死亡診断書が綴じられており、その後1916年（大正5）6月の火葬認許が出ているため、最終的には火葬され埋葬されたものと思われる。

次に基本的に遺族が想定されない身寄りのない遺体の場合、これは東北慈恵院の様な施設で多い事例であるが、東北慈恵院では「解剖願」の提出者は東北慈恵院長名義で出されていた¹⁵。1907年（明治40）1月21日東北慈恵院で死亡した遺体に関する解剖願が1月23日付で提出された際も名義は東北慈恵院長である。仙台医学専門学校では同日願い出を受付け、2月9日火葬されている。一方、この事例では解剖の日時が記されておらず、赤字で「施行せず」となっている。このことは解剖に提供された遺体は状況により解剖に至らないケースもあったことを物語っている。

同年1月26日に死亡した事例では1月27日に解剖願が東北慈恵院長佐澤ちか名義で出された後、1月29日に仙台医学専門学校で受け付けられ、こちらは1月31日に解剖が行われている。火葬日は不明であるが、2月11日付で東北慈恵院から遺骨の「受取証」が提出されている。東北慈恵院から解剖願が提出される場合、そのほとんどが全身解剖に関する解剖願であり、基本的には仙台医学専門学校での解剖後、火葬を経て遺骨が返却されている。このため東北慈恵院において遺骨は独自に供養されたものと思われる。

しかし1908年9月3日に死亡した遺体の事例は「物理解剖施行セス」とあり、その後1916年（大正5）6月に火葬したと赤字で記している。遺体送付から火葬まで一定の年月が経過していることから標本等別用途となったものと思われる。こうした場合においては、火葬後、東北慈恵院に遺骨は送付されなかったようで、仙台医学専門学校の後継となる東北帝国大学医科大学において火葬された後、遺骨の埋葬が行われている。

院長名義での「解剖願」を提出するという手続きは東北慈恵院だけでなく、遺族不明の場合は仙台市内の同仁医院や阪医院や等、他の民間医院においても同様であった。仙台市内同仁医院で1907年6月29日午前7時に死亡した遺体は身元不詳であったため、同仁医院医師櫻田三六名義で「解剖願」が同日付で提出されている。この事例では死亡から仙台医学専門学校での解剖まで非常に短期間で進み、同日午後1時に解剖が行われている。簿冊中全身解剖としては最も迅速なケースの1つであるが、最短半日で回送されるほど1900年代においては解剖体の流通が効率化されていたことを裏付ける事例といえる。また仙台市内の阪医院でも1909年5月31日死亡の遺体に関し、院長である坂琢治名義で「解剖願」が提出されている。いずれの事例でも全身解剖による解剖願であったことから、同仁医院の場合、解剖後は仙台医学専門学校で火葬、その後龍泉院に埋葬されている。また阪医院の事例でも同じく火葬されている。阪医院の場合埋葬先についての記録はないものの、遺骨返送についての記録もないことから、おそらく仙台医学専門学校によって埋葬されたものと思われる。東北慈恵院では遺骨の返送が行われる事例が多いが、こうした医院では身寄りのない遺体に関しては仙台医学専門学校へ解剖願を提出後は火葬、埋葬まで仙台医学専門学校に一任していた。窮民・行路病者救護を前提としていた東北慈恵院とは異なり、民間医院の場合は身寄りのない遺体について埋葬まで担うことは難しい。民間医院を通じて仙台医学専門学校は解剖体の供給先を確保することが出来、民間医院は身寄りのなかった患者の遺体について解剖願を提出することで火葬、埋葬まで一貫して託すことが出来た。解剖体の需給関係は葬送を医学教育機関が担うことで成立していたのである。

続いて監獄からの解剖体供給事例をみてみたい。1908年9月23日宮城監獄で死亡した受刑者

の事例では9月24日に仙台医学専門学校で「宮城監獄ヨリ囚徒死体引渡シ儀電話ニテ申越サレ候ニ付受領証(例文)持来引取方取計可然哉」と文書が起案されている。この起案から、監獄よりまず解剖体供給に関する電話があり、その後仙台医学専門学校において受領証を作成し遺体を引取に行っていることが分かる。備考には「引取人ナキニ依リ引渡死体」とあり、連絡される遺体は、身寄りのないものとの判断が前提であった。このように宮城監獄との解剖体供給においては、宮城病院や東北慈恵院、民間医院との間に取り交わされていた「解剖願」が提出されないという特徴があった。

解剖は9月25日に行われたが、この事例では、その後の経緯について簿冊からは判然としない。しかし他の監獄からの解剖体事例では埋葬と明記されている事例もあることから、やはり仙台医学専門学校において埋葬されたものと思われる。

一方、後から遺族が現れる事例もあった。1908年9月16日に宮城監獄で死亡した受刑者の事例では、宮城監獄から電話連絡があり上記手順と同様に9月17日に仙台医学専門学校で受取に関する文書が起案され、受領証作成の上、仙台医学専門学校に遺体が引き取られ9月18日に解剖が行われている。しかしその後遺族が現れて遺骨の引取依頼があったらしく、12月11日に火葬された後「囚徒死体火葬骨本人遺族へ送付之儀宮城監獄へ通知之件」が同月12日に起案され、仙台医学専門学校から遺族へ火葬骨を送付したことが宮城監獄側へ通知されている。また12月13日付けで遺族から火葬骨受領の文書が仙台医学専門学校へ送付された。このように、宮城監獄において身寄りが無い遺体と判断し、仙台医学専門学校へ引き取られた解剖体に関し、後日遺族が遺骨の送付を希望するという事例は、特殊だったわけではなくしばしば想定されるものだったようである。1909年2月10日に宮城監獄において死亡した受刑者の事例でも、仙台医学専門学校へ「解剖実習用トシテ御引渡の処解剖済」であったが5月4日に火葬に付され5月25日に遺族へ送付されるとともに、宮城監獄にも送付の件が通知されている。通常解剖から火葬までは1ヶ月以内に行われることが多いのに対し、この2つの事例では3ヶ月程度経過してからの火葬であり、火葬までの期間が他の事例に比べて長い。宮城監獄からの解剖体供給の場合、一義的には身寄りのない遺体が対象であったが、後に遺族が判明し引取の申し出がなされることがあったことから、これらの事例を見る限り解剖後も一定期間解剖体は保管されていたようである。

(2) 局所解剖

これまで全身解剖の供給過程についてみてきたが、仙台医学専門学校に提出される「解剖願」は全身解剖だけではなく局所解剖による「願」も可能であった。局所解剖の場合の書式は以下の通りである。

「解剖願

府県 市郡 町村 番地

族籍 氏名

年 月 日生

右ハ 病ニ罹リ治療中 月 日 午 時 分死亡候間医学御研究ノ一助ニモ相成候ハ、局所解剖被成下度又他ノ遺族ニ於テ決シテ異議無之候條此段奉願候也

明治 年 月 日
府県 市郡 町村 番地
氏名
仙台医学専門学校長 山形仲藝殿

このように基本的には全身解剖と書式自体は大きく変わらず、全身か局所かの違いのみであった。この局所解剖による事例として1910年（明治43）5月24日宮城病院において死亡した患者の解剖体供給までの流れをみてみたい。死亡同日の5月24日、遺族から解剖願が仙台医学専門学校に提出、合わせて宮城病院からも「死体解剖の件」が送付された。内容は以下の通りである。

「右死体局所解剖之儀別紙之通願出候ニ付受領書携帯受取人御差廻相成度且解剖日時御決定ノ上ハ御報知ヲ得度此段及照会候也

追テ右死体解剖相済候ハ、入棺ノ上願人へ御下渡相成度尚祭資料モ同人へ御下附相成度此段申添候也」

この宮城病院の文書からも明らかなように遺体受取人が仙台医学専門学校から宮城病院に派遣され受領書とともに遺体の受取が行われていたようである。その後5月25日仙台医学専門学校において「右死体局所解剖ノ儀別紙ノ通り願出候条御許容ノ上祭資料金三円支給相成可然乎」との内容からなる「局所解剖願ノ件」が作成され解剖が行われている。もっとも解剖の時間は午前8時とあり、解剖体の状態等によっては実際には稟議書に先立って解剖が行われた可能性が高い。局所解剖の場合、仙台医学専門学校の責任に基づく火葬とは異なり、基本的な葬送儀式は解剖後の遺体を引き取った遺族により行われることが前提となっている。そのため解剖体の遺族への返還は迅速に行われる必要があった。この事例では解剖体は遺族に即日引き渡しが行われており、引き渡しに際しては宮城病院からの添書にもあるように、その後の遺族の葬送儀式上の配慮から局所解剖の場合入棺の上返還されている。

また局所解剖では一度「解剖願」を提出したもののその後取消申請が出された事例がある。1907年6月3日早朝宮城病院で死亡の遺体について遺族から同日付で局所解剖での「解剖願」が一端提出され、同日午後1時より仙台医学専門学校で解剖が行われる予定になっていたが、遺族から「取消願」が提出されたため解剖は行わず遺体が戻されることとなった。取消願には「死亡に付局所御解剖相願候処親族間に異議者有之候に付右願御取消相成度此段相願候也」とあり、遺族間において解剖に異論があったことが取消の要因であったようである。またこのとき同様の「死体解剖願取消之件」が宮城病院からも提出されている。遺族間において解剖に供することへの意見が分かれることは十分想像出来ることであり、基本的には解剖前に取消の要求があれば認められたようである。

(3) 解剖体比率と需給関係

全身解剖と局所解剖の割合をみてみると、1907年（明治40）から1911年にかけて解剖が行われた249体中、局所解剖は59体であり、局所解剖の割合は全体の23.7%と一定程度みられるが、

全身解剖に比べるとその割合は少なかった(表4)。全身解剖の割合が高い背景には、この間に供給された監獄からの50体、東北慈恵院から28体の解剖体のほとんどが全身解剖であったことがあげられる(東北慈恵院では1件だけ局所解剖による解剖願が出されている)。一方病院で死亡した遺体を仙台医学専門学校へ解剖体として供給する場合には、全身か局所かはケースバイケースであり、その後の葬送のあり方によって全身解剖か局所解剖かが選択されていたものと思われる。

表4 解剖種別内訳 (1907~1911年)

西暦	全身解剖	局所解剖	合計
1907年	23	15	38
1908年	45	10	55
1909年	43	8	51
1910年	32	14	46
1911年	47	12	59

出典：『解剖願書綴』(東北大学史料館所蔵)、単位：体

これに加えて全身解剖と局所解剖とでは遺族に支給される祭資料に差があった。解剖に供した場合、仙台医学専門学校からは祭資料が支給される仕組みになっており、例外はあるものの、基本的には全身解剖の場合、祭資料として5円が支給されており、局所解剖の場合は3円が支給されていた。また胎児や幼児については全身解剖であっても局所解剖と同じく3円の祭資料となっている。先行研究で検討されているような施療(無料で治療を施す代わりに死後の病理解剖を承諾させる仕組み)が仙台において行われていたかどうかについては本稿では明らかにしえないが、宮城病院の事例では遺族からの「解剖願」と合わせて仙台医学専門学校へ送付された添書に全身解剖では「追て右死体解剖相済候ハ、火葬の上骨にて願人へ御下渡相成度祭資料も同人へ御下附相成度此段申添候也」とされ、局所解剖では「追テ右死体解剖相済候ハ、入棺ノ上願人へ御下渡相成度尚祭資料モ同人へ御下附相成度此段申添候也」と記されている通り、祭資料は原則遺族が受け取ることになっている。またこの祭資料は仙台医学専門学校において解剖体が解剖実習等に適さない状態であった等の理由から実際には解剖が行われなかったとしても支給されることとなっており、遺体もしくは火葬骨の送付の有無にも関係なく支給されていた。このため全身解剖の場合は、火葬の手続きや費用、火葬骨の送付に至るまで仙台医学専門学校が担い、更に遺族は5円の祭資料が支給されるという意味において経済的長所は局所解剖より大きかったといえる。解剖に供する要因が経済的側面だけに起因することはないものの、全身解剖が局所解剖に比べて割合が高い要因の1つであろう。解剖体の需給関係においては、仙台医学専門学校による死後の火葬(場合によっては埋葬)手続きの請負と祭資料の支給という仕組みが制度化されており、とりわけ窮民・行路病者救護を目的とした東北慈恵院はこうした仕組みを積極的に取り入れていった施設であった。

一方、1907年から1911年にかけての解剖体供給において約20%の割合を占める監獄からの解剖体供給については祭資料の支給は行われていない。宮城監獄等の監獄施設において死亡した受刑者については「解剖願」が出されることはなく、解剖体として供給する旨の監獄側からの電話連絡を元に仙台医学専門学校側が遺体を引取に行く、という仕組みが取られており、そこに祭資料は発生しなかった。仙台医学専門学校にとっては唯一費用のかからない解剖体供給であったということがいえる。しかし例外もあった。基本的に宮城監獄から解剖体が供給される場合、刑執行期間中における病死に基づくものである。一方で、刑執行に伴うケース、つま

り死刑執行の場合、これは解剖願が提出され、祭資料が支給されるという流れを取るようになっていた。1911年に仙台分監において死刑が執行された事例では遺族からの解剖願が出された上で解剖体として供給され、後に火葬骨も遺族へ交付されている。

おわりに

近代医学教育において解剖学はその基礎となるものであり、近代医学研究・教育制度の整備に伴い、近代日本においては解剖体を巡る需給関係が発生した。明治期の仙台における医学教育機関である仙台第二高等学校医学部および仙台医学専門学校においても解剖学は重要な医学教育課程として位置付けられていた。また仙台第二高等学校医学部から仙台医学専門学校へと改組されて以降、学生数も増加していった。こうした医学教育機関の拡充は仙台における解剖体の需要を惹起し、安定した解剖体の供給が求められていく要因となったと思われる。

以上のように仙台においても明治期において解剖体の需要が存在していたことが確認出来たが、解剖体の安定的な需給関係を確立する上で本稿では、2つの仕組みが重要であった点を明らかにした。1点目は多様な供給先の確保、2点目は解剖後の葬送を医学教育機関側で担う事、であった。東北大学史料館所蔵の仙台医学専門学校期における『解剖願書綴』からは、仙台医学専門学校に供給される解剖体には複数のルートが存在していたことが分かる。解剖体の供給先は宮城監獄、仙台分監、宮城病院、民間医院、東北慈恵院、宮城授産場、仙台育児院、産婆など、様々な収監施設や医療施設、救護施設、授産施設等を通じて供給されていた。解剖体供給数では宮城病院が最も多かったが、年によって供給数は一定ではなく、それは他の施設でも同様であった。仙台医学専門学校では解剖体の供給先を分散することで、安定した解剖体の確保に努めていたのである。

仙台医学専門学校への具体的な解剖体供給については、遺体に関する解剖願が提出され、その後、仙台医学専門学校側が遺体を引き取り、解剖に廻される、という流れがとられていた。解剖願は遺族もしくは身寄りのない場合は看取られた施設の長や医師名義で提出された。解剖願には全身解剖と局所解剖の2パターンが存在し、全身解剖の場合は火葬を前提としており、火葬までの一連の行程は仙台医学専門学校の責任で行われた。遺族もしくは施設側が希望する場合、火葬後の火葬骨について仙台医学専門学校から関係者へ送付されたが、火葬骨送付の請求がない場合においては仙台医学専門学校が菩提寺に埋葬の手続きを行っていた。局所解剖の場合は、解剖後の解剖体は遺族へ返却され葬送に関しては仙台医学専門学校では行わなかった。このため解剖は迅速に行われる必要があり、概ね死後、遺体は当日中に解剖に廻され即日返却された。

一方監獄から供給される解剖体については、死刑執行された遺体以外においては、身寄りのない遺体が原則であり、解剖願は提出されることはなく、仙台医学専門学校から監獄への受領証だけで引き取りが行われた。監獄からの解剖体は基本的には全身解剖であり、解剖後は火葬埋葬まで行われたが、上記事例同様、後から遺族が火葬骨の求めが出された場合においては送付された。このように解剖体引取りから解剖体、火葬骨の引き渡しまでの一連の流れは1900年代半ばにはほぼ確立されており、一定の定例化された手続きに沿って進められた。

解剖願が出される解剖体供給方法に関しては仙台医学専門学校から祭資料が支給されており金額的には全身解剖の方がより多く支給された。祭資料は条件の有無に拘わらず支給されてお

り、そのため全身解剖を願い出る場合、火葬手続きを仙台医学専門学校で行うこと、祭資料が多く支給されることからして、より経済的長所があったものと思われる。解剖体の需給関係は葬送を医学教育機関が担うことで成立していたのである。

注

- 1 石出猛史「江戸幕府による腑分の禁制」(千葉医学雑誌 84 (5)、2008年)、香西豊子『流通する「人体」 献体・献血・臓器提供の歴史』(勁草書房、2007年)、香西豊子「日本における解剖体の歴史」(『解剖学雑誌』82 (1)、2007年)、坂井建雄『人体観の歴史』(岩波書店、2008年)
- 2 吉良枝郎『幕末から廃藩置県までの西洋医学』(築地書館、2005年)、吉良枝郎『明治期におけるドイツ医学の需要と普及－東京大学医学部外史』(築地書館、2010年)、島田和幸「解剖学書誌から見た日本における近代解剖学の始め－明治期について－」(『解剖学雑誌』82 (1)、2007年)
- 3 香西、坂井前掲書
- 4 佐藤達夫「日本の献体活動－献体法制定の前後」(『解剖学雑誌』82 (2)、2007年)、橋本鉦市『専門職養成の政策過程－戦後日本の医師数をめぐって』(学術出版会、2008年)
- 5 解剖学教育の実態については、坂井建雄「明治後期の解剖学教育－魯迅と藤野先生の周辺」(『解剖学雑誌』82 (1)、2007年)
- 6 1904～1906年の1年7ヶ月間には魯迅(本名：周樹人)が留学している。
- 7 宮永孝『ポンペ：日本近代医学の父』(筑摩書房、1985年)
- 8 3年級より臨床教育に切り替わり、3年級三学期以降はドイツ語以外基本的には各科臨床が主となる。
- 9 『医学科・薬学科日課表』(1901年、1903年度版、東北大学史料館所蔵)。第二高等学校医学部から仙台医学専門学校への制度改編にあたり、カリキュラムには第二高等学校期入学学生に対する移行期間あり。
- 10 同仁院は開業医、櫻田三六による医院。櫻田は宮城監獄の監獄医も務めていた。
- 11 東北慈恵院は1901年仙台陸軍病院に勤務していた佐澤廣臣によって設置された窮民・行路病者救護施設。1905年以降は精神病者の収容も行った。詳細については前田快牛『佐澤廣臣伝』(東北慈恵院、1920年)参照。
- 12 陸軍軍医阪琢治によって仙台市内に創設された授産施設。
- 13 帝国大学医学部でも解剖体の新たな供給先は常に求められていた。(香西前掲書88頁)
- 14 このほか松源寺や保春院の寺院に埋葬される場合があった。
- 15 時期によって佐澤ちか、もしくは佐澤廣臣。